

地方独立行政法人静岡県立病院機構定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員（第7条—第10条）

第2節 理事会（第11条—第14条）

第3節 業務及び執行（第15条—第17条）

第3章 資本金等（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、静岡県における保健医療施策として求められる高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、静岡県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を静岡県静岡市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、静岡県公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により静岡県公報に登載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

（定数）

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 7人以内
- (4) 監事 2人

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、静岡県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を静岡県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他静岡県の規則で定める書類

- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。

- 2 理事の任期は、2年とする。
- 3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。

- (1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 病院の診療科目及び病床数に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務及び執行

(病院の名称及び所在地)

第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
静岡県立総合病院	静岡県静岡市
静岡県立こころの医療センター	静岡県静岡市
静岡県立こども病院	静岡県静岡市

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害等における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第18条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により静岡県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第 66 条の 2 第 1 項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は静岡県に帰属する。

第 4 章 雑則

(委任)

第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。ただし、変更後の第18条の規定については、総務大臣の認可した日から施行する。

別表 (第18条関係)

1 土地

所在地番	地積 (平方メートル)
静岡市葵区北安東四丁目772番5	4,532.28
静岡市葵区北安東四丁目778番3	2,617.44
静岡市葵区北安東四丁目781番4	26,983.14
静岡市葵区北安東四丁目804番2	5,622.00
静岡市葵区北安東四丁目826番5	5,411.89
静岡市葵区北安東四丁目832番	3,036.54
静岡市葵区北安東四丁目845番8	4,549.45
静岡市葵区上足洗三丁目709番9	79.00
静岡市葵区上足洗三丁目709番10	671.07
静岡市葵区北安東二丁目444番4	353.71
静岡市葵区緑町95番1	284.03
静岡市葵区城北字才運22番	1,821.00
静岡市葵区城北字水崎215番	3,631.00
静岡市葵区安東一丁目239番	1,613.82
静岡市葵区与一四丁目335番231	49,642.84
静岡市葵区与一四丁目335番727	1,338.40

静岡市葵区沓谷一丁目137番	502.47
静岡市葵区漆山2番1	7,145.25
静岡市葵区漆山2番13	354.63
静岡市葵区漆山2番14	1,987.91
静岡市葵区漆山2番15	2,044.33
静岡市葵区漆山2番16	4,292.75
静岡市葵区漆山2番17	1,950.23
静岡市葵区漆山2番18	199.09
静岡市葵区漆山3番1	4,341.03
静岡市葵区漆山3番7	1,222.88
静岡市葵区漆山4番4	9.77
静岡市葵区漆山5番1	21,054.00
静岡市葵区漆山5番16	2,405.00
静岡市葵区漆山5番22	2,910.00
静岡市葵区漆山67番2	88.00
静岡市葵区漆山777番1	19,029.00
静岡市葵区漆山796番1	18,778.00
静岡市葵区漆山818番7	5.55
静岡市葵区漆山860番1	25,612.04

2 建物

名 称		所 在	床面積 (平方メートル)
静岡県立総合病院	本館・北館・循環器病センター	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	58,599.58
	西館	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	1,258.70
	P E Tセンター	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	2,266.56
	事務所	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	540.00
	医療ガス設備棟	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	55.31
	R I排水処理施設	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	173.73
	特別高圧受変電室	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	273.53
	車庫	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	281.89
	医療ボンベ庫液酸タンク室	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	20.70
	ガスガバナールーム	静岡市葵区北安東四丁目27番1号	15.00
	北安東医師公舎	静岡市葵区北安東四丁目27番1-2号	1,689.12
	北安東医師公舎発電機室	静岡市葵区北安東四丁目27番1-2号	5.44

	看護師宿舎	静岡市葵区北安東四丁目27番1-2号	1,490.66
	保育所	静岡市葵区北安東四丁目27番1-2号	234.04
	緑町院長公舎	静岡市葵区緑町8番4号	121.20
	城北医師公舎A棟	静岡市葵区城北22番地	429.15
	城北医師公舎B棟	静岡市葵区城北22番地	429.15
	城北西医師公舎A棟	静岡市葵区城北215番地	1,088.31
	城北西医師公舎B棟	静岡市葵区城北215番地	1,088.31
	安東医師公舎	静岡市葵区安東一丁目11番28号	848.34
	安東医師公舎物置	静岡市葵区安東一丁目11番28号	12.60
静岡県立こころの医療センター	管理診療棟・病棟・多目的ホール	静岡市葵区与一四丁目1番1号	17,896.00
	車庫	静岡市葵区与一四丁目1番1号	79.35
	薬品中和槽タンク室	静岡市葵区与一四丁目1番1号	21.78
	温室	静岡市葵区与一四丁目1番1号	96.07
	便所	静岡市葵区与一四丁目1番1号	25.58
	農器具庫	静岡市葵区与一四丁目1番1号	59.37
	器具庫	静岡市葵区与一四丁目1番1号	59.37
	陶芸小屋	静岡市葵区与一四丁目1番1号	29.16
	汚水処理施設	静岡市葵区与一四丁目1番1号	99.07
	院内医師公舎	静岡市葵区与一四丁目1番1号	438.78
	院内医師公舎物置3棟	静岡市葵区与一四丁目1番1号	17.76
	看護師宿舎	静岡市葵区与一四丁目1番1号	613.20
	保育所	静岡市葵区与一四丁目1番1号	125.55
	沓谷医師公舎	静岡市葵区沓谷一丁目18番25号	414.40
静岡県立こども病院	本館・北館・パワープラント棟・西館	静岡市葵区漆山860番地	34,179.89
	R I 排水処理施設	静岡市葵区漆山860番地	28.43
	汚水処理施設2棟	静岡市葵区漆山860番地	68.04
	ボンベ庫	静岡市葵区漆山860番地	10.23
	院長・副院長公舎1	静岡市葵区漆山2番地の1	100.39
	院長・副院長公舎2	静岡市葵区漆山2番地の1	100.39
	医師公舎A棟	静岡市葵区漆山2番地の14	293.12
	医師公舎B棟	静岡市葵区漆山2番地の14	293.12
	医師公舎C棟	静岡市葵区漆山2番地の15	293.12
	医師公舎D棟	静岡市葵区漆山2番地の15	293.12

	医師公舎E棟	静岡市葵区漆山2番地の15	293.12
	医師公舎F棟	静岡市葵区漆山2番地の1	260.00
	医師公舎J棟	静岡市葵区漆山2番地の1	586.24
	医師公舎K棟	静岡市葵区漆山2番地の16	339.06
	看護師宿舎G棟	静岡市葵区漆山2番地の16	508.59
	看護師宿舎H棟	静岡市葵区漆山2番地の1	688.05
	看護師宿舎I棟	静岡市葵区漆山2番地の1	688.05
	保育所	静岡市葵区漆山2番地の16	139.50
	汚水処理施設	静岡市葵区漆山2番地の1	32.88